

## 2025（令和7）年度 社会福祉法人ひなの家 事業計画書

### はじめに

---

社会福祉法の改正により推進されてきた社会福祉法人制度改革を受け、当法人では理事会および評議員会の権限の明確化が図られました。また、定款、事業計画並びに事業報告書（財務諸表）、役員報酬規程、苦情関係報告書等の公表を行い、法人運営の透明性確保に努めてきました。

令和3年4月施行の改正社会福祉法においては、障がい児・者支援、子育て支援、生活困窮者支援、介護・福祉といった枠組みを超えた包括的な相談体制の整備が求められ、さらに社会福祉法人の連携を促進する「社会福祉法人連携推進法人制度」が新設されるなど、社会福祉法人を取り巻く環境は引き続き変化しています。

こうした状況の中、公益性・非営利性を踏まえ、地域に根差した障がい福祉サービスの展開が求められています。当法人では、新たな障がい福祉サービス事業（就労支援）の新設、防災倉庫の建設、職員宿舎の建設、既存施設の増改築など、利用者支援の充実をめざした基盤整備を中期・長期の事業計画として推進しています。

障がい福祉施策の状況が日々変化する中で、利用者一人ひとりのニーズは多様化、複合化、複雑化しています。こうした福祉ニーズにきめ細かく対応するため、利用者支援のさらなる充実を図り、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

### 障がい福祉サービス事業等報酬改定、制度改正への対応

---

令和6年度に施行された障がい福祉サービス等報酬制度の改定および指定基準の見直しは、法人経営および施設運営に大きな影響を与えるものと考えます。

特に、物価高騰やエネルギー費用の上昇、賃金水準の変化などの社会情勢が法人運営に与える影響は深刻であり、福祉サービスの継続には、人材確保や職員の処遇改善に向けた具体的な対策が重要となります。今回の改定では、「人材確保の強化」を喫緊の課題とし、福祉・介護職員の処遇改善加算の活用を図りながら、利用者が必要とするサービスを安定的に受けられる体制整備が求められています。

また、報酬改定の重要項目として、以下の3点が掲げられています。

1. 障がい者が希望する地域生活を実現する地域づくり
2. 社会の変化に伴う障がい児・者のニーズへのきめ細かな対応
3. 持続可能で質の高い障がい福祉サービスの実現に向けた報酬等の見直し

これに伴い、当法人では以下の具体的な対応を進めます。

1. 地域生活への移行支援の充実
2. 医療機関との連携強化による利用者の健康管理体制の整備
3. 人材確保に向けた加算取得の推進
4. 基本報酬の見直しと新たな加算措置の積極的活用

さらに、以下の点にも注力します。

1. 虐待防止措置の徹底と身体拘束等の適正化の推進
2. 感染症や災害発生時にも必要な障がい福祉サービスを継続的に提供する体制（BCP）の構築
3. 利用者等への情報公表、災害時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進

当法人では、令和6年度の報酬改定および制度改正を踏まえ、指定変更の手続きやサービス内容の点検を行い、その成果を活かした事業運営の改善に努めてまいります。今後も、報酬改定の動向を注視し、柔軟かつ的確に対応することで、利用者の皆様が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えてまいります。

## **国立国会図書館蔵書デジタル化事業（筑豊地区拠点施設）の推進**

本法人では、令和7年度より「国立国会図書館蔵書デジタル化事業」を筑豊地区拠点施設として担うこととなりました。本事業は、日本財団が推進する障がい者就労支援事業の一環として、全国の就労支援施設が参加し、障がいのある方々に安定した就労機会を提供しながら工賃向上をめざす取り組みです。

福岡県では、これまでに福岡都市圏および県南地域の2拠点で実施されてきましたが、令和7年度から北九州地区と筑豊地区が新たに加わり、県内4拠点体制へと拡充されます。このうち筑豊地区の拠点施設を、本法人が運営する就労継続支援B型事業所ひなの家が担うこ

となりました。

当法人では、筑豊地区拠点施設として、旧桂川消防分署の借り上げにより、デジタル化専用スキャナーや書籍管理システムの導入、作業スペースのバリアフリー化など、効率的かつ安全な作業環境の整備を進めています。事業開始後は、筑豊地区内の就労支援施設等とも連携し、地域全体での支援体制を構築していく所存です。

本事業により、障がいのある方々の新たな就労機会が創出され、安定した業務の提携を通じた工賃向上が期待されます。また、筑豊地区における障がい者支援の強化や地域活性化にも寄与する重要な取り組みとなるため、関係機関と連携しながら事業を推進してまいります。

## 法人理念

---

ひなの家は、障がいがあっても、介護を必要としても、住み慣れた地域で自立した自分らしい生活ができるように、働く（就労）、暮らす（生活）、生きがい（社会参加）を総合的に支援することで、共生社会の実現をめざす。

## 経営方針

---

- 一、法人の透明性の確保に努めながら、経営基盤の強化を図り、地域から信頼される社会福祉法人をめざします。
- 二、利用者の人格と尊厳を守り、利用者が地域で安心した日常生活および社会生活を営むことができるよう、良質で効果的な利用者本位の障がい福祉サービス事業を展開します。
- 三、一人ひとりが自ら考え行動する、活力に満ちた、やりがいと働き甲斐のある職場環境をめざすとともに、信頼と豊かさのある職員集団にあって個々の能力、意欲、発想力が発揮できる職場風土を創ります。
- 四、保護者や行政機関、医療関係者、他の障がい福祉サービス事業者等と連携を密にしながら、地域の資源も積極的に活用して障がい福祉サービス事業の充実を図ります。
- 五、地域住民の多様性、そして複合化、複雑化した様々な福祉ニーズに応えるため、地域社会との連携をさらに強め、公益的取り組みを推し進め、“困難や生きづらさ”が解消される社会の実現に努めます。

## 令和7年度における重要課題

---

### 一、利用者支援の充実

1. 利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利を擁護するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心、安全な障がい福祉サービスの提供に努めます。
2. 常に利用者の意向や意思を尊重するとともに、利用者の立場に立った個別支援計画等を立案し、支援計画に基づく良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めます。

### 二、権利擁護と虐待防止の徹底

#### 1. バリアフリーの推進と環境整備

令和4年4月1日に組織化した虐待防止委員会の取り組みの一環として、障がいの社会モデルに基づくバリアフリーの考え方を徹底し、物理的・制度的・情報的な障壁の解消に努めます。特に、災害時の避難支援やデジタル化の進展に伴う情報アクセスの保障など、現代社会の課題に対応した環境整備を推進します。

#### 2. 合理的配慮と意思決定支援の強化

利用者一人ひとりの意思を尊重し、意思決定の機会を確保するための支援体制を強化します。特に、AI技術やコミュニケーション支援ツールの活用、職員の研修充実を通じて、多様な意思表明の方法を取り入れ、利用者が自ら選択し、意思を伝えられる環境づくりに取り組みます。

#### 3. 社会参加・体験の機会促進

地域社会とのつながりを深めるため、利用者が多様な場面で活躍できる機会を積極的に創出します。コロナ過以降の社会的孤立の課題に対応するため、オンラインを活用した交流促進の推進や、地域イベントへの参加支援を行い、誰もが役割を持てる社会の実現に努めます。

### 三、働きやすい職場環境の充実

#### 1. 働き方改革の推進と健康管理の強化

働き方改革関連法案に基づき、有給休暇の取得促進、長時間労働の是正に引き続き取り組みます。また、近年の「過労死等防止対策推進法」の見直しに伴い、職員の健康管理体制を強化し、協力医や保健師との連携を深めながら、心身の健康を守る職場づくりに努めます。

## 2. 多様な働き方への対応

短日勤務や短時間勤務制度のほか、テレワークやフレックスタイム制度など、職員のライフスタイルに応じた柔軟な働き方を導入し、働きやすい環境づくりを進めます。特に、介護や育児を行う職員が安心して働き続けられる仕組みづくりに力を入れます。

## 3. 職場環境の改善と人材の多様性確保

子育てや介護、病気治療との両立支援に加え、障がいのある方や高齢者が安心して働き続けられる環境整備を推進します。さらに、外国人労働者の増加や、多文化共生の観点を踏まえ、言語サポートや異文化理解に関する研修機会を設け、多様な人材が活躍できる職場づくりをめざします。

## 4. 公正な評価と処遇の確立

「同一労働同一賃金」に対応した制度設計に加え、職務や成果に応じた公平な評価制度の整備を進めます。特に、専門性やキャリアを考慮した評価体制を整え、職員の意欲向上とスキル向上を支援します。

## 5. ハラスメント防止の徹底と相談体制の強化

「労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」の施行に伴い、相談窓口の拡充と迅速な対応体制を整備します。さらに、新たな「カスタマーハラスメント」や「リモートハラスメント」といった現代社会で顕在化している課題にも対応できるよう、研修や啓発活動を継続的に行い、誰もが安心して働ける職場環境を実現します。

# 四、防災対策

## 1. 事業継続計画（BCP）の実行性向上と地域連携の強化

近年の大規模災害の発生頻度や気候変動の影響を踏まえ、事業継続計画（BCP）の見直しを行い、より実効性のある計画の策定に努めます。特に、電力供給の停止や通信障害を想定した対応策の強化、災害時の利用者支援体制の充実を図ります。また、地域の防災組織や他の障がい福祉サービス事業者との連携を強化し、情報共有や支援体制の整備に努めます。

## 2. 防災訓練の多様化と参加促進

従来の火災訓練に加え、地震や風水害、停電など複合的な災害を想定した訓練を実施します。特に、利用者の特性に応じた避難訓練方法の確認や、夜間・休日の非常時対応を含めた実践的な訓練の実施に努めます。

### 3. 防災計画の強化とデジタル技術の活用

風水害や地震対策として、防災計画の見直しをすすめ、災害時の行動指針をより具体的に定めます。特に、近年注目されている「デジタル防災ツール」を活用し、職員間の迅速な情報共有や、避難指示・安否確認ができるシステムの導入を検討します。

### 4. 感染症・食中毒対策の強化

新たな感染症の発生リスクおよびノロウイルス等の食中毒予防のため、次の取り組みを強化します。

#### 【感染症対策】

##### ◎感染症対策マニュアルの改訂

感染症の発生状況や最新の知見を踏まえ、感染症対策のマニュアルの改訂を行います。特に、飛沫感染・接触感染の防止対策やゾーニング（感染エリアの区分）を取り入れた効果的な防止策を整備します。

##### ◎感染拡大防止のための設備整備

非接触型体温計、消毒液ディスペンサー、空気清浄機などの設置を推進し、感染リスクの軽減に努めます。

##### ◎利用者および職員への衛生指導

手洗い・うがいの徹底や、マスクの適切な着用方法に関する指導を継続的に行います。

#### 【ノロウイルス等の食中毒対策】

##### ◎衛生管理マニュアルの改訂

食事提供施設として、HACCP（危険要因分析と重要管理点）の考え方に基づいた衛生管理を徹底します。

##### ◎食材の衛生管理の強化

食材の受け入れ時の確認、消費期限の徹底、加熱調理時の温度管理（85℃以上で90秒以上加熱）など、リスクの高いノロウイルス等への対策を強化します。

##### ◎調理器具や施設の消毒体制の確立

調理器具、食器、ドアノブや手すりなど、接触機会の多い箇所の消毒を徹底し、感染拡大を防止します。

#### ◎健康管理と発生時の対応

調理従事者の健康状態を毎日確認し、下痢や嘔吐の症状がある場合は、速やかに業務から外れる体制を整えます。発症時は、感染拡大を防ぐための初動対応や消毒方法について具体的な手順を確立し、速やかに実行できる体制を整えます。

#### 5. 備蓄品の拡充と管理体制の強化

食品や日用品に加え、簡易トイレ、携帯充電器、カセットコンロなど、災害時に必要な物資の備蓄を強化します。特に、利用者の特性に配慮し、アレルギー対応食や医薬品、保温具などの確保に努めます。さらに、備蓄品の定期的な入れ替えや保管方法の見直しを行い、災害時に迅速に使用できる体制を整備します。

### 五、広報活動の充実

#### 1. 地域社会および関係者への情報提供の充実

法人の業務内容、障がい福祉サービス提供状況および利用者の活動状況ならびに地域における公益的な取り組みについて、利用者やそのご家族、地域の皆様へ積極的に情報を発信します。特に以下の取り組みを行います。

##### 【多様な情報媒体の活用】

従来の紙媒体やホームページに加え、SNS を積極的に活用し、幅広い層へ情報を発信します。災害時や緊急時の連絡手段としても活用できるよう運用方法を整備します。

##### 【わかりやすい情報発信】

障がいのある方や高齢者、外国人など、情報の伝達が難しい方々への配慮として、やさしい日本語や多言語対応、音声読み上げ機能の活用を進めます。

#### 2. 人材確保に向けた広報の強化

福祉の仕事に関心を持つ方々に向けて、積極的な情報発信を行います。具体的には以下の取り組みを進めます。

##### 【動画コンテンツの活用】

職場の雰囲気や日常の業務風景、職員の声などを紹介する動画コンテンツを

制作し、ホームページや SNS を通じて発信します。

#### 【オンライン説明会の実施】

対面での見学や説明が難しい状況に対応し、オンラインを活用した事業説明会や個別相談会の開催を追求します。

#### 【インターンシップ・ボランティア体験の促進】

福祉現場に興味を持つ学生や社会人が気軽に体験参加できる機会を増やし、福祉の仕事の魅力を伝えます。

### 3. 地域連携の強化と共生社会の推進

地域住民や関係機関と協力し、施設の取り組みや障がい福祉についての理解促進に努めます。具体的には以下の活動を展開します。

#### 【地域イベントや講演会への積極的参加】

地域の防災訓練、祭りや各種行事、ボランティア活動などの機会に積極的に参加し、法人の取り組みを広く周知します。

#### 【情報誌やニュースレターの活用】

当事者やご家族、地域住民に向けた情報誌やニュースレターを定期的に発行し、施設の活動内容や福祉に関する情報提供を行います。

## 六、施設整備

### 1. パン工場の移転建設

就労継続支援 B 型事業におけるパン工場について、店舗販売の利便性向上を目的とした移転建設を進めます。新たな施設では、以下の点を重視します。

#### ◎バリアフリー対応の強化

利用者や来客者が安心して利用できるよう、段差の解消、広めの通路、ユニバーサルデザインの導入を行います。

#### ◎感染症対策の徹底

ノロウイルスや食中毒予防を目的とした動線の工夫、手洗い・消毒設備の整備を行い、安全で衛生的な製造・販売環境を整えます。

#### ◎店舗機能の充実



地域の方々に気軽に立ち寄っていただけるよう、イートインスペースの設置や、商品陳列の工夫を行い、より親しみやすい店舗づくりをめざします。

## 2. グループホーム1号館および5号館の移転建設

高齢化や重度化に対応するため、1号館および5号館の移転建設を進めます。新施設では、次の点に重点を置きます。

### ◎介護サービス対応型の機能強化

身体介護が必要な方が安心して生活できるよう、居室の広さや動線の工夫、福祉用具の導入など、介護負担軽減に配慮した設備を整備します。

### ◎日中サービス支援機能の充実

重度の方が日中も安心して過ごせるよう、生活支援員の配置強化や、静養スペース・機能訓練設備の充実を図ります。

## 3. 既存施設およびグループホームの機能強化と増改築

既存施設やグループホームについては、利用者の身体機能の低下や健康状態の変化に応じた改修を行います。具体的には以下の点に注力します。

### ◎安全設備の強化

非常通報システムの更新、防火扉や防災設備の強化など、安全対策をさらに充実させます。

### ◎衛生環境の改善

共用スペースや居室の改修、空調や換気設備の整備を行い、より快適で衛生的な生活環境を提供します。

### ◎中長期的な施設整備等積立金の計上

国庫補助金に頼らない自己資金による施設整備等のため、計画的な積立金を確保し、持続可能な施設運営をめざします。

## 社会福祉法人の運営

---

### 一、理事会

#### 1. 第1回理事会

日時 令和7年5月下旬

議題 ①事業報告②決算報告③監査報告④評議員候補の選任⑤その他

#### 2. 第2回理事会

日時 令和8年3月21日（土曜日）14：00～

議題 ①事業計画②資金収支予算③補正予算④その他

#### 3. 臨時理事会

必要に応じて、随時開催します。

### 二、評議員会

#### 1. 第1回定時評議員会

日時 令和7年6月下旬

議題 ①事業報告②決算報告③監査報告④役員の選任⑤その他

#### 2. 臨時評議員会

必要に応じて、随時開催します。

### 三、監事監査

#### 1. 決算監査

日時 令和7年5月下旬

議題 ①法人運営②事業内容③財務状況及び会計書類

#### 2. 臨時監査

必要に応じて、随時開催します。

### 四、評議員選任・解任委員会

#### 1. 令和7年度第1回評議員選任・解任委員会

日時 令和7年6月上旬

議題 任期满了に伴う次期評議員の選任

2. 臨時評議員選任・解任委員会

必要に応じて、随時開催します。

## 障がい福祉サービス事業等の経営

---

### 一、就労継続支援B型事業（平成18年2月1日福岡県指定）

1. 利用定員 12人

2. 開所四訂 年間269日

3. 事業内容

①日常生活における就労訓練、生活訓練の場としての役割を重視し、豊かな日中活動のための支援内容の充実に努めます。

②利用者本位を基本に、利用者や保護者の意向等をアセスメントで十分把握し、きめ細かな個別支援計画書の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。

③目標工賃達成3か年計画（令和6年～8年）に基づき、目標工賃達成に向けて取り組みを強化し、より高い工賃支給に努めます。

④一人ひとりの障がい特性に配慮した福祉サービスの提供と利用者の要望等に基づくレクリエーション活動、年間行事に努めます。

### 二、生活介護事業（平成24年9月1日福岡県指定）

1. 利用定員 36人

2. 開所予定 年間269日

3. 事業内容

①日常生活における機能訓練、生活訓練の場としての役割を重視し、豊かな日中活動のための支援内容の充実に努めます。

②利用者本位を基本に、利用者や保護者の意向等をアセスメントで十分把握し、き

め細かな個別支援計画書の策定を通して、潤いのある日中活動の充実に努めます。

③自主製品の製造販売、受託事業等による精査案活動を通して、作業意欲の向上に資する支援に努め、より高い工賃支給をめざします。

④一人ひとりの障がい特性に配慮した福祉サービスの提供と利用者の要望等に基づくレクリエーション活動、年間行事に努めます。

### 三、介護サービス包括型共同生活援助事業（平成18年4月1日福岡県指定）

1. 利用定員 6人（ホーム1号館6人）

2. 開所予定 365日

3. 事業内容

①共同生活住居において、（ア）入浴、排せつ、食事、服薬等の介護（イ）調理、洗濯、清掃等の家事支援（ウ）日常生活、社会生活上の相談および援助（エ）就労先やその他の機関との連携（オ）その他の日常生活上の相談、援助に努めます。

②家庭的な雰囲気にもちた生活環境づくりに努めます。

③地域住民であるとの認識を高めるための各種の催し、イベント等の地域活動に積極的な参加に努めます。

④潤いのある社会生活を送るため、一人ひとりの希望する余暇活動を充実させるとともに、宿泊体験や外食等の楽しい企画により、親睦を深めることで仲間意識の向上に努めます。

### 四、日中サービス型共同生活援助事業（令和2年4月1日福岡県指定）

1. 利用定員 31人（ホーム2号館7人、3号館7人、4号館10人、5号館7人）

2. 開所予定 365日

3. 事業内容

①共同生活住居において、24時間の切れ目のない支援体制を確保し、（ア）入浴、排せつ、食事、服薬等の介護（イ）調理、洗濯、清掃等の家事支援（ウ）日常生活、社会生活上の相談および援助（エ）就労先やその関係機関との連携（オ）その他の日常生活上の相談、援助に努めます。

②家庭的な雰囲気を満たした生活環境づくりに努めます。

③地域住民であるとの認識を高めるための各種の催し、イベント等の地域活動に積極的な参加に努めます。

④潤いのある社会生活を送るため、一人ひとりの希望する余暇活動を充実させるとともに、宿泊体験や外食等の楽しい企画により、親睦を深めることで仲間意識の向上に努めます。

#### 五、短期入所事業（平成29年6月1日福岡県指定）

1. 利用定員 1人（ホーム4号館）

2. 開所予定 365日

3. 事業内容

①ホーム4号館の住居において、（ア）入浴、排せつ、食事提供、服薬、着替え、移動等の介助（イ）見守りやその他必要とする支援等に努めます。

②家庭的な雰囲気を満たした生活環境づくりに努めます。

#### 六、移動支援事業（平成18年4月1日開始）

1. 利用定員 18人（利用契約者）

2. 開所予定 365日

3. 事業内容

単独では外出困難な障がい児（者）が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動や社会参加のため、外出時にヘルパーを派遣し、必要な介助および外出に伴って必要となる介護支援に努めます。

#### 七、生計困難者に対する相談支援（平成29年4月1日開始）

1. 利用定員

2. 開所予定

3. 事業内容

①社会福祉法人の社会貢献、公益活動として、生計困難者に対し心理的不安の解消、公的制度や福祉サービスへの橋渡しを目的に、生計困難者に対する相談、援助活動に努めます。

②生計困難者が公的制度や福祉サービス等にたどり着けるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、食事の提供等の経済的支援に努めます。

③地域貢献活動を積極的に展開するため、桂川町社会福祉法人連絡会との緊密な連携のもと、日常生活および社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金による福祉サービスの積極的な提供に努めます。

## **障がい福祉サービス事業における重要課題**

---

### **一、虐待の撲滅**

1. 虐待の防止に関する各種研修会への積極的な参加、全職員を対象とした事例検討会の開催、これらを通して「虐待」に対する認識を深め、人権意識の向上と「虐待防止法」「差別解消法」等の啓発活動に努めます。
2. 虐待防止委員会の定例化による「人権・虐待防止チェックリスト」を活用し、虐待撲滅に努めます。

### **二、障がい福祉サービスの質の向上**

1. 利用者、保護者、顧客等からの相談、要望、苦情等には、苦情受付担当者および苦情解決責任者が責任をもって迅速丁寧な対応に努め、障がい福祉サービスの質の向上を図ります。
2. 第三者委員会を開催し、利用者、保護者、顧客等からの相談、意見、要望、苦情等に、内容及び処理経過等の報告を行い、苦情等の軽減を図りながら、より安心と信頼される障がい福祉サービスの質の向上に努めます。
3. より良いサービスの提供をめざして、福祉サービス第三者評価制度の活用について検討を行います。事業所が提供するサービスを外部の第三者が客観的に評価する仕組みであり、サービスの課題を把握し、改善を促す重要な取り組みです。費用や人的負担の課題も考慮しつつ、利用者本位の障がい福祉サービスの実現に向けた取り組みの一環として、評価制度の活用について前向きに検討を進めます。

### **三、接遇マナーの徹底と幹部職員の育成**

1. 利用者に寄り添った支援が提供できる職員の育成に努めます。
2. 外部研修への積極的な参加と、施設内での外部講師を招いてのコンサルテーションや研修会の充実に努めます。

3. 自己啓発の機会を提供するため、各種講習会や研修会への参加を促し、専門職としての資格取得を支援し、幹部職員の育成に努めます。

#### 四、健康と衛生管理

1. 感染症等に対する意識を高め、利用者の健康と衛生管理を重視し、日常的な健康管理に努めます。
2. 医療機関との緊密な連携を図り、傷病等に即した支援に努めます。
3. 利用者の健康を基本に、嗜好調査に基づいた食事メニュー作りと季節感あふれる食事の提供に努めます。
4. 利用者の健康管理のために定期健診、歯科検診等のアフターフォローを継続するとともに、健康管理、服薬管理に関するアセスメントの充実に努めます。

#### 五、事故防止と防災対策

1. 事故報告やヒヤリハット等を積極的に活用し、職員介護等で検証、検討し事故防止と利用者の安全対策の徹底に努めます。
2. 利用者が安全な日常生活および社会生活を営むため、施設およびグループホームの安全点検と補修、改善に努めます。
3. 火災訓練、避難訓練、地震、風水害対策および防犯対策等の取り組み強化に努めるとともに、各種規程およびマニュアル等の見直し、改編に努めます。

#### 六、保護者、関係団体との連携

1. 「保護者・利用者の会」との合同行事に取り組みます。施設参観や就労支援事業体験を通して、家庭、保護者との連携強化に努めます。
2. 特別支援学校在学学生、在宅障がい者等に体験学習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努めます。
3. 中学、高校、大学（短大）および専門学校からの実習生の受け入れを通して、福祉人材の育成に努めます。
4. 地震、風水害等の大規模災害の発生時に、障がい児（者）およびそのご家族、支援を必要とする方々への福祉避難所としての機能強化に努めます。

## 最後に

---

- 一、社会福祉法人が直面する課題は年々複雑化、多様化しています。継続的かつ持続的な法人運営を実現し、質の高い障がい福祉サービスを提供し続けるためには、変化する社会情勢や福祉制度を正確に把握し、的確な対応を講じることが不可欠です。
- 二、令和7年度は、物価上昇やエネルギー価格の高騰、賃金引上げ等、社会全体の経済的変化が法人経営にも大きな影響を与えることが懸念されています。加えて、障がい福祉制度の見直しや報酬改定が行われる中で、法人および事業所の安定経営と利用者への適切なサービス提供を両立させるための取り組みが求められています。
- 三、特に、人材の確保と育成は引き続き最重要課題であり、質の高い福祉サービスを維持、向上させるためには、幹部職員の育成や職員一人ひとりのスキル向上が不可欠です。働きやすい職場環境づくりや、職員の負担軽減、ワークライフバランスの確保など、多角的な視点から人材定着の取り組みを強化します。
- 四、さらに、虐待防止とその撲滅、大規模災害への備え、地域福祉課題への対応、そして感染症対策についても、これまでの取り組みをより実効性のあるものに改善し、利用者の安心と安全を守る体制を確立します。
- 五、また、障がいのある方が地域で安心して暮らし、活躍できる社会の実現に向け、地域共生社会の推進にも積極的に取り組みます。そのため地域の関係機関や住民との連携を強化し、地域全体で支え合う環境づくりを進めます。
- 六、これらの課題に対応するため、柔軟かつ効果的な対策を講じ、変化する状況に即応できる組織づくりに努めます。加えて、令和7年度において、新たに取り組む①国立国会図書館蔵書デジタル化事業（筑豊地区拠点施設）②パン工房の移転建設③グループホームの移転建設④既存施設の改修・機能強化といった施設整備等の中・長期計画を着実に推進し、より安定した法人および事業所経営の基盤を築いていきます。

最後に、中・長期の事業計画を適切にまとめ、計画的に事業を展開することで、社会福祉法人としての役割と責務を果たし、利用者一人ひとりに寄り添った質の高い障がい福祉サービスの提供をめざします。

私たちは、こうした決意のもと、関係者の皆様とともに、日々の事業活動に真摯に取り組んでまいります。